

町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)8月28日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年9月町田市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第32条の2の表町田リサイクル文化センターの項中「町田リサイクル文化センター」を「町田市バイオエネルギーセンター」に改める。

第45条の2中「同条第8項」を「同条第9項」に、「次の」を「次に掲げる」に改める。

第48条第3項第4号ア中「ヌまでの一」を「ルまでのいずれか」に改める。

別表1の項中「町田リサイクル文化センターに搬入し、市長が」を「市長の指定する処理施設に搬入し、当該施設において」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して2年4月を超えない範囲内において町田市規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第45条の2及び別表1の項の改正規定 公布の日
- (2) 第48条第3項第4号アの改正規定 令和元年12月14日

町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例新旧対照表

改正後	改正前																				
<p>(一般廃棄物処理施設)</p> <p>第32条の2 市が設置する法第21条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">町田市バイオエネルギーセンター</td> <td style="text-align: center;">町田市下小山田町3, 160番地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(縦覧等の対象施設)</p> <p>第45条の2 法第9条の3第2項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項に規定する調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(以下「調査書」という。)の縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設(以下「対象施設」という。)の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(業の許可)</p> <p>第48条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、前2項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 申請者(申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。)が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 法第7条第5項第4号イからルまでのいずれかに該当する者</p> <p>イ～エ 略</p> <p>4～6 略</p> <p>別表(第46条関係) 処理手数料</p> <p>1 家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">処理手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	町田市バイオエネルギーセンター	町田市下小山田町3, 160番地	略	略	区分	処理手数料			<p>(一般廃棄物処理施設)</p> <p>第32条の2 市が設置する法第21条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">町田リサイクル文化センター</td> <td style="text-align: center;">町田市下小山田町3, 160番地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(縦覧等の対象施設)</p> <p>第45条の2 法第9条の3第2項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項に規定する調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(以下「調査書」という。)の縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設(以下「対象施設」という。)の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(業の許可)</p> <p>第48条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、前2項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 申請者(申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。)が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 法第7条第5項第4号イからヌまでの一に該当する者</p> <p>イ～エ 略</p> <p>4～6 略</p> <p>別表(第46条関係) 処理手数料</p> <p>1 家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">処理手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	町田リサイクル文化センター	町田市下小山田町3, 160番地	略	略	区分	処理手数料		
名称	位置																				
町田市バイオエネルギーセンター	町田市下小山田町3, 160番地																				
略	略																				
区分	処理手数料																				
名称	位置																				
町田リサイクル文化センター	町田市下小山田町3, 160番地																				
略	略																				
区分	処理手数料																				

町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例新旧対照表

改正後		改正前	
略	略	略	略
占有者が排出する家庭廃棄物を <u>市長の指定する処理施設に搬入し、当該施設において処分するとき。</u>	搬入重量10キログラムごとに250円	占有者が排出する家庭廃棄物を <u>町田リサイクル文化センターに搬入し、市長が処分するとき。</u>	搬入重量10キログラムごとに250円
事業者が排出する事業系一般廃棄物を <u>市長の指定する処理施設に搬入し、当該施設において処分するとき。</u>	搬入重量10キログラムごとに350円	事業者が排出する事業系一般廃棄物を <u>町田リサイクル文化センターに搬入し、市長が処分するとき。</u>	搬入重量10キログラムごとに350円
略	略	略	略
備考		備考	
1 略		1 略	
2 占有者若しくは事業者が排出する家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物を <u>市長の指定する処理施設に搬入し、当該施設において処分する場合又は占有者若しくは事業者が排出する家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物のうち剪定枝を町田市剪定枝資源化センターに搬入し、市長が処分する場合において、当該家庭廃棄物、事業系一般廃棄物及び剪定枝の重量に5キログラム未満の端数があるときはこれを切り捨て、5キログラム以上10キログラム未満の端数があるときはこれを10キログラムに切り上げる。ただし、重量の合計が10キログラム未満のときは、これを10キログラムに切り上げる。</u>		2 占有者若しくは事業者が排出する家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物を <u>町田リサイクル文化センターに搬入し、市長が処分する場合又は占有者若しくは事業者が排出する家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物のうち剪定枝を町田市剪定枝資源化センターに搬入し、市長が処分する場合において、当該家庭廃棄物、事業系一般廃棄物及び剪定枝の重量に5キログラム未満の端数があるときはこれを切り捨て、5キログラム以上10キログラム未満の端数があるときはこれを10キログラムに切り上げる。ただし、重量の合計が10キログラム未満のときは、これを10キログラムに切り上げる。</u>	
2～4 略		2～4 略	